

善光寺白馬電鉄株式会社

女性活躍推進法(及び次世代法)に基づく一般事業主行動計画

全ての社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

2.内容

目標：従業員全員の年次有給休暇の取得が前年取得日数+1日以上となる者の割合を、30%以上とする

〈実施時期・取組内容〉

- ・令和4年4月
部門ごとの年次有給休暇の取得状況について把握。
- ・令和4年7月
社内の管理職会議にて有給休暇の取得状況について情報共有・業務内容の見直しをする。
- ・令和4年12月～令和5年1月
年末年始等の業務閑散期に有休取得推進日を設け、有給休暇を取得し易い環境作りを行う。
- ・令和5年～令和7年にかけて実行度合いを検証・再検討を繰り返す。

目標2：従業員全員の1ヶ月当たりの時間外労働時間の平均を、ドライバーについては80時間以内、それ以外の部門については40時間以内とする。

〈実施時期・取組内容〉

- ・令和4年4月
各社員における時間外労働時間の状況を把握。
- ・令和4年7月
社内の管理職会議にて時間外労働時間の状況について、情報共有し、管理職による、現業の業務の優先順位付けや業務分担の見直し等を行う。
- ・令和5年～令和7年にかけて実行度合いを検証・再検討を繰り返す。

以上